

寒河江市人事行政の運営等の状況

寒河江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、人事行政の公平性と透明性を高めるため、市職員の職員数・給与・勤務条件等の状況について、その概要を次のとおり公表します。

令和7年11月5日

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数（各年4月1日現在）

単位：人

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和7年	令和6年		
一般行政部門	議 会	5	5	0	
	総 務	70	72	△2	業務体制見直しによる減
	税 務	22	22	0	
	農 水	18	19	△1	県への派遣終了による減
	商 工	11	12	△1	業務体制見直しによる減
	土 木	17	17	0	
	民 生	77	79	△2	退職者不補充等による減
	衛 生	18	16	2	県への派遣開始等による増
	小 計	238	242	△4	
特別行政部門	教 育	49	50	△1	業務体制見直しによる減
	小 計	49	50	△1	
公営企業等会計部門	病 院	124	121	3	業務体制強化等による増
	水 道	10	10	0	
	下水道	9	10	△1	業務体制見直しによる減
	その他	11	11	0	
	小 計	154	152	2	
合 計		441 (559)	444 (559)	△3 (0)	

職員数には、フルタイム勤務再任用職員を含むが、短時間勤務再任用職員は含まず。

() 内は、条例定数の合計。

(2) 採用者数の状況

単位：人

区 分	令和 6 年度			令和 5 年度		
	競争試験による採用	選考による採用	小 計	競争試験による採用	選考による採用	小 計
行 政	8	1	9	9		9
技 師	2		2	1		1
保 育 士	2		2	3		3
指導主事		1	1		1	1
医 師		2	2			
看 護 師	7		7	7		7
診療放射線技師				1		1
理学療法士				1		1
薬 剤 師				1		1
計	19	4	23	23	1	24

(3) 退職者数の状況 ※ 定年には旧定年（60 歳）退職も含む

単位：人

区 分	令和 6 年度				令和 5 年度			
	定 年	勸 奨	その他	小 計	定 年	勸 奨	その他	小 計
行 政	2	2	4	8	2		3	5
技 師	2		2	4				
保 育 士			1	1			1	1
指導主事			1	1			1	1
医 師	1		1	2			2	2
看 護 師	3	1	1	5	3	2	3	8
薬 剤 師		1	1	2			1	1
臨床検査技師			1	1				
医療情報員			1	1				
調 理 師		1		1	1			1
用 務 員	1			1				
計	9	5	13	27	6	2	11	19

(4) 再任用職員数の状況

単位：人

区 分	令和 6 年度			令和 5 年度		
	フルタイム	短時間	小 計	フルタイム	短時間	小 計
行 政	3	1	4	5		5
保 育 士				1	1	2
看 護 師	1		1	1		1
理学療法士		1	1		1	1
診療放射線技師		1	1		1	1
計	4	3	7	7	3	10

再任用職員とは、定年退職などで退職後、再び採用された職員。

「フルタイム」とは一般の職員と同様、1週間あたり38時間45分勤務すること。

「短時間」とは一般の職員より短い、1週間あたり15時間30分から31時間勤務すること。

2 職員の人事評価の状況

人事評価は、個々の能力や実績等を把握し的確に評価することを通して職員の能力向上と意識改革を図るとともに、組織目標の達成と職場内のコミュニケーションを通じて、組織内の意識の共有化や業務改善、人材育成等を図るものです。

令和6年度 人事評価の取組状況

評価方法	評価期間	対象者
能力評価・業績評価	令和6年4月1日から令和7年3月31日	全職員

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（令和6年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和6年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	令和5年度 人件費率
39,223人	24,614,443 千円	1,013,742 千円	3,031,147 千円	12.3%	11.5%

人件費には、特別職に支給される給料、報酬などが含まれます。

イ 職員給与費の状況（令和6年度普通会計決算）

職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B / A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
(1) 286人	1,087,247 千円	194,348 千円	438,515 千円	1,720,110 千円	6,014千円

職員手当には、退職手当は含まれていません。（ ）は、再任用短時間勤務職員の職員数（外書き）

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.1歳	322,300円	378,100円
技能労務職	52.0歳	334,700円	352,100円

※平均給与月額には、令和7年4月実働分の各種手当を含みます。

イ 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		市	国
一般行政職	大学卒	222,900円	220,000円
	高校卒	189,700円	188,000円

技能労務職	高校卒	185,900 円	185,700 円
-------	-----	-----------	-----------

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数 10-14 年	経験年数 15-19 年	経験年数 20-24 年
一般行政職	大学卒	296,400 円	320,200 円	373,800 円
	高校卒	277,500 円	288,600 円	332,500 円
技能労務職	高校卒			325,800 円

(3) 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在）

行政職給料表

職務 の級	基準となるべき職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1 級	定型的な業務を行う主事、技師及びこれに相当する職務	60	20.8	主事	45	107	37.1	主事級
				技師	4			
				保健師	1			
				保育士	9			
				医療ソーシャルワーカー	1			
				計	60			
2 級	高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する 1 級に掲げる職務	47	16.3	主事	24			主事級
				技師	3			
				保健師	2			
				保育士	13			
				副主任	4			
				医療ソーシャルワーカー	1			
3 級	(1)係長及びこれに相当する職務 (2)主任及びこれに相当する職務	83	28.9	主任	45	54	18.8	主任級
				主任保健師	1			
				主任保育士	7			
				主任医療情報員	1			
				係長	25	29	10.1	係長級
				副保育所長	3			
				副分園長	1			
				計	83			
4 級	(1)主査及びこれに相当する職務 (2)高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する係長及びこれに相当する職務	15	5.2	主査	11	15	5.2	主査級
				保育所長	3			
				分園長	1			
				計	15			
5 級	(1) 6 級に掲げる職務の補佐及びこれに相当する職務 (2)高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する主査及びこれに相当する職務	53	18.4	課長補佐	45	53	18.4	課長補佐級
				室長補佐	2			
				事務局長補佐	5			
				事務長補佐	1			
				計	53			
6 級	(1)課長の職務 (2)福祉事務所長の職務 (3)事務局長及び事務長の職務 (4)室長及び主幹の職務	30	10.4	課長	20	30	10.4	課長級
				室長	3			
				主幹	3			
				診療主幹	1			
				副院長	1			
				事務局長	2			

				計	30			
	合計	288	100					

医療職給料表（一）

職務の級	基準となるべき職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1 級	医員の職務	0	0	医員	0	0	0	
				計	0			
2 級	室長及び医長の職務	2	22.2	医長	2	2	22.2	
				計	2			
3 級	副院長及び診療部長の職務	6	66.7	副院長	3	6	66.7	
				診療部長	3			
				計	6			
4 級	院長及び院長代理の職務	1	11.1	院長	0	1	11.1	
				院長代理	1			
				計	1			
	合計	9	100					

医療職給料表（二）

職務の級	基準となるべき職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1 級	診療放射線技師、管理栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の職務	0	0					
2 級	(1) 薬剤師の職務 (2) 高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する 1 級に掲げる職務	9	29	診療放射線技師	1	9	29	
				薬剤師	1			
				臨床検査技師	2			
				理学療法士	3			
				作業療法士	2			
				計	9			
3 級	(1) 医療職給料表(二)の適用を受ける職務の主任の職務 (2) 高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する 2 級に掲げる職務	7	22.6	管理栄養士	1	7	22.6	
				主任薬剤師	1			
				主任診療放射線技師	2			
				主任臨床検査技師	1			
				主任理学療法士	1			
				主任作業療法士	1			
				計	7			
4 級	(1) 副薬局長、副技師長及び副栄養士長の職務 (2) 高度の知識経験に基づき困難な業務を分掌する主任の職務	3	9.7	主任言語聴覚士	1	3	9.7	
				副技師長	1			
				副栄養士長	1			
				計	3			
5 級	(1) 薬局長、技師長及び栄養士長の職務 (2) 高度の知識経験に基づき困難な業務を	11	35.5	副技師長	4	11	35.5	
				技師長	4			
				薬局長	1			
				課長補佐	1			

	分掌する副薬局長、副技師長及び副栄養士長の職務			栄養士長	1			
				計	11			
6 級	診療主幹の業務	1	3. 2	診療主幹	1	1	3. 2	
				計	1			
	合計	31	100					

医療職給料表（三）

職務の級	基準となるべき職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1 級	准看護師の職務	0	0					
2 級	(1) 看護師の職務 (2) 高度の知識経験に 基づき困難な業務を 分掌する准看護師の 職務	20	26.4	看護師	20	20	26.4	
				計	20			
3 級	(1) 主任看護師の職務 (2) 高度の知識経験に 基づき困難な業務を 分掌する看護師の職 務	27	35.5	看護師	24	27	35.5	
				主任看護師	3			
				計	27			
4 級	(1) 副看護師長の職務 (2) 高度の知識経験に 基づき困難な業務を 分掌する主任看護師 の職務	14	18.4	看護師	1	14	18.4	
				主任看護師	13			
				計	14			
5 級	(1) 副総看護師長の職 務 (2) 看護師長の職務 (3) 高度の知識経験 に基づき困難な業務 を分掌する副看護市 長の職務	14	18.4	副看護師長	8	14	18.4	
				看護師長	3			
				副総看護師長	3			
				計	14			
6 級	総看護師長の職務	1	1.3	総看護師長	1	1	1.3	
				計	1			
	合計	76	100					

技能労務職給料表

職務の級	基準となるべき職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	
	自動車運転手、調理師、用務員及び事務補助員の職務	33	100	自動車運転手	4	33	100	
				調理師	15			
				用務員	13			
				事務補助員	1			
				計	33			
	合計	33	100					

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当（令和7年4月1日現在）

市			国		
(支給期別支給割合)			(支給期別支給割合)		
6月	12月	計	6月	12月	計
2.3月分	2.3月分	4.6月分	2.3月分	2.3月分	4.6月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2-45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2-45%加算)		
1人当たり平均支給額 20,061千円			—		

退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に定年・勸奨退職した職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

区 分	全 職 種（普通会計）
手当の種類	3種類
令和6年度平均支給年額	支給なし

エ 時間外勤務手当（普通会計）

区 分	令和6年度	令和5年度
支給実績	74,935千円	56,037千円
1人当たり平均支給年額	258千円	193千円

選挙に係る時間外勤務手当等は除いています。

オ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価
扶養手当	配偶者 3,000円、子 11,500円、その他の扶養親族は1人につき 6,500円（扶養親族の子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末まで1人につき 5,000円加算）
住居手当	借家 限度額 28,000円
通勤手当	交通機関使用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 24,500円

扶養手当は国と同じになっています。

(5) ラスパイレス指数

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
寒河江市	98.1	98.7	98.6	98.6	98.6
山形県	100.1	100.0	100.0	100.0	100.2

ラスパイレス指数とは、各年度 4 月 1 日における国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

(6) 特別職等の報酬等の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料の月額等	
給 料	市 長	920,000 円	
	副 市 長	695,000 円	
	教 育 長	579,000 円	
	病院事業管理者	579,000 円	
報 酬	議 長	435,000 円	
	副 議 長	385,000 円	
	議 員	360,000 円	
期末手当	給料月額等に 40%を加算し、それに次の数を乗じた額 6 月期 1.7 12 月期 1.7 計 3.40		
退職手当	市 長	(算定方式) 給料月額×勤続月数×100 分の 56.7	(支給時期) 退職時(任期満了を含む。)
	副 市 長	給料月額×勤続月数×100 分の 33.1	同上
	教 育 長	給料月額×勤続月数×100 分の 23.6	同上
	病院事業管理者	給料月額×勤続月数×100 分の 28.4	同上

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（令和 7 年 4 月 1 日現在）

1 週間の勤務時間	開 始 時 刻	終 了 時 刻	休 憩 時 間
38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時～午後 1 時

平成 21 年 4 月 1 日から休息時間を廃止し、1 日の勤務時間を 8 時間から 7 時間 45 分に短縮しています。
市立病院等業務の内容により、上記の勤務時間と異なる職場もあります。

(2) 休暇制度の概要（令和 7 年 4 月 1 日現在）

ア 年次有給休暇

1 年につき 20 日付与（未取得分は、20 日を上限に翌年に繰越可能）

イ 病気休暇

承認基準	取得可能期間
公務上又は通勤時の負傷又は疾病	必要と認められる期間
結核性疾患	1年以内で必要と認められる期間
高血圧病、動脈硬化性心臓病及び悪性新生物等で任命権者が特に認めるもの	180日以内で必要と認められる期間
精神及び神経に係る疾病で任命権者が特に認めるもの	
上記以外の負傷又は疾病	90日以内で必要と認められる期間
病気休暇又は休職からの復職後も普通勤務が困難な場合	60日以内で必要と認める期間中1日につき必要と認められる時間

ウ 特別休暇

承認基準	取得可能期間
選挙権等公民としての権利を行使	必要と認められる期間
証人、参考人等として裁判所等へ出頭	必要と認められる期間
骨髄移植ドナー登録又は提供	必要と認められる期間
ボランティア活動	1年で5日以内
結婚	連続する7日以内の期間
不妊治療	1年で5日以内（体外受精等の場合10日以内）
女性職員の出産	産前8週間（多胎妊娠は14週間） 産後8週間（産前分を加え10週間まで可能）
生後1歳に達しない子の育児	1日2回それぞれ30分以内の時間
女性職員の生理	必要と認められる期間
妊娠中の女性職員又は胎児の健康保持のための休息又は補食	必要と認められる時間
母子保健法による保健指導又は健康診査	必要と認められる時間
妊娠中の女性職員又は胎児の健康保持のための通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間以内
妻の出産	3日以内
妻が出産する場合で、その出産に係る子又は小学校就学前の子を養育	出産予定日6週間前（多胎妊娠は14週間前）から出産の日以後1年までの期間内で5日以内
小学校3年生修了までの子を看護	1年で5日以内（2人以上の場合10日以内）
要介護者の介護	1年で5日以内（2人以上の場合10日以内）
親族が死亡	続柄に応じ、連続する1日から10日以内
親族の追悼行事	1日以内
夏季の諸行事、健康、家庭生活の充実等	6月から10月までの期間内で3日以内
感染症発生による交通の制限又は遮断	必要と認められる期間
災害による住居の滅失又は損壊（おそれ）	15日（おそれがある場合は3日）以内
災害又は事故による出勤困難	必要と認められる期間
災害時に退勤途上での危険回避	必要と認められる期間

エ 介護休暇、組合休暇

区分	承認基準	取得可能期間
介護休暇	配偶者、父母、子等を介護する場合（無給）	3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内の期間
介護時間	配偶者、父母、子等を介護する場合（無給）	連続する3年の期間内において、一日につき2時間を超えない範囲内の期間
組合休暇	任命権者の許可を受けて職員団体の業務又は活動に従事する場合（無給）	1年で30日以内

(3) 休暇等の取得状況について

(ア) 年次有給休暇（1人当たりの平均取得日数）

令和6年	令和5年
11.5日	11.1日

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業制度等の概要（令和7年4月1日現在）

区分	承認基準	取得可能期間
育児休業	3歳に満たない子を養育する場合（無給）	3歳に達する日までの期間
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合（無給）	小学校就学の始期に達する日までの期間で1日を通じて2時間以内
育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合（給料は勤務時間により調整）	<勤務形態> ・1日当たり3時間55分勤務 ・1日当たり4時間55分勤務 ・週3日勤務 等から選択

(2) 育児休業等の取得状況

単位：人

		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	令和6年度	8	1	0
	令和5年度	9	0	0
女性職員	令和6年度	8	3	0
	令和5年度	11	2	0
合計	令和6年度	16	4	0
	令和5年度	20	2	0

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和6年度）

分限処分とは、心身の故障等の理由により、公務能率確保の観点から本人の意に反して行われる処分です。

区 分	降 給	降 任	休 職	免 職
処分者数	0 人	0 人	7 人	0 人

(2) 懲戒処分者数（令和6年度）

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対し、職員の道義的責任を問うことにより公務の規律と秩序を維持することを目的とする制裁的な処分です。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職
処分者数	0 人	0 人	0 人	0 人

7 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務の免除

地方公務員法の規定により、職員は、法律その他条例に特別の定めがある場合を除き、勤務時間中は職務に専念する義務があります。職務専念義務が免除される例として次のような場合があります。

- ・研修を受ける場合
- ・他の自治体や学校から依頼を受け、講演又は講義を行う場合

(2) 営利企業等への従事許可

地方公務員法の規定により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等への就任、自ら営利企業を営むこと、報酬を得て事業や事務に従事することができません。

8 職員の退職管理の状況

職員が再就職した場合、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織の職員に対して、離職前の職務に関して、離職後2年間、現職職員への働きかけが禁止されます。

働きかけとは、再就職先と寒河江市の間の契約又は処分に対して、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に要求・依頼することです。

また、退職時に管理職の地位にあった職員について、退職後2年間、再就職先を任命権者に届出しなければならないことになっています。

退職者の再就職状況の概要（令和6年度）

区分	再就職の届出があった者
管理職の地位にあった職員	1 人

9 職員の研修状況

(1) 職員研修の実施状況（令和6年度）

区分	概 要	研 修 名	研 修 数	受講者数
基本 研修	それぞれの階層毎に職務遂行上必要な知識、技能、態度等の向上を図る。	新規採用、初級、係長、主査、課長補佐、課長研修等	9	81
特別 研修	施策の構築などに必要な政策形成能力、職務上の高度な専門的知識、技術の向上を図る。	政策形成、法制、税務、財務、住民基本台帳、接遇、コーチング、地域連携・協働研修等	37	144
計			46	225

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生事業（令和6年度）

※共済組合とは、山形県市町村職員共済組合を、互助会とは、山形県市町村職員互助会をいいます。
主な事業内容です。

ア 保健事業

事業名	事業の概要	実施主体
共済総合健診	基本健診（全員） 胃がん検診（30歳以上の希望者及び40歳以上） 大腸がん検診（40歳以上） 肺がん検診（40歳以上の希望者） 前立腺がん検診（50歳以上男性の希望者） C型肝炎検診（35歳の者）	市 （共済組合と共催）
婦人科検診	子宮がん検診（20歳以上の女性の希望者） 乳がん検診（40歳以上の女性の希望者）	共済組合
選択健診	歯周病検診（40歳以上5歳刻み年齢の希望者）	共済組合
	節目人間ドック助成（41歳及び51歳に到達する者） 脳ドック助成（45歳に到達する者、46歳以上の希望者） PET健診助成（52歳以上の希望者）	互助会
健康増進	特定保健指導（健診結果による40歳以上対象者） 健康教室	共済組合
メンタルヘルスケア	メンタルヘルス研修会	互助会
	メンタルヘルス電話相談 こころの健康相談	共済組合

イ 給付事業

事 項	共済組合	互助会
傷病のとき	一部負担金払戻金	
死亡したとき	埋葬料附加金	弔慰金
結婚したとき		結婚祝金

ウ 貸付事業

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
普通貸付	200 万円	1.26%	共済組合
特別貸付	200 万円	1.26%	
住宅貸付	1,800 万円	1.26%	
在宅介護対応住宅貸付	300 万円	1.00%	

エ その他の事業

事業名	事業の概要	実施主体
福利厚生事業（委託）	健康増進を図る事業	寒河江市職員労働組合

(2) 公務災害補償（令和6年度）

区 分	認 定 件 数		
	負 傷	疾 病	計
公務災害	1	0	1
通勤災害	1	0	1
計	2	0	2

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、適当な措置を執られるべきことを要求することができます。

令和6年度において、該当事案はありません。

(4) 不利益処分に関する不服申立て

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合には、公平委員会に対して、不服申立てをすることができます。

令和6年度において、該当事案はありません。